

○指宿市温泉資源の保護及び利用に関する要綱

平成29年4月1日

告示第35号の12

(趣旨)

第1条 この告示は、指宿市温泉資源の保護及び利用に関する条例施行規則（平成27年指宿市規則第9号。以下「施行規則」という。）第10条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(事業計画の説明)

第2条 施行規則第9条第6号により市が地域住民への説明を求めるときの対象は、次のとおりとする。

- (1) 開発しようとする泉源（以下「開発地点」という。）から市長が別に定める距離を半径とした円内にある自治会及び泉源所有者
- (2) 前号に規定する範囲内に自治会が存在しない場合は、開発地点に最も近接する自治会

2 前項の地域住民への説明は、自治会を通じて行うものとし、説明した内容の議事録を市長に提出しなければならない。

(その他)

第3条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。